



ガバナンス

コンプライアンス	93
コンプライアンスマネジメント	93
コンプライアンス推進の取り組み	95
リスクマネジメント	98
リスクマネジメント	98
事業継続に関わるリスクへの対応	109
情報セキュリティの強化	110
人権の尊重	112
人権の尊重	112

Materiality

ガバナンスの強化

背景

企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上には、コーポレート・ガバナンスの強化が不可欠です。シスメックスにおいても、経営基盤の強化に向けたコンプライアンスおよびリスクマネジメント体制の整備に加え、多様なステークホルダーとの建設的な対話と協働は企業価値向上につながる重要な経営課題の一つと考えています。

方針

コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題の一つとして位置付け、経営の健全性・透明性を高め、経営スピードおよび経営効率を向上させることで、グループ全体の企業価値の最大化を目指します。

▶コーポレート・ガバナンス

▶コンプライアンス／リスクマネジメントに関する方針

体制

取締役会の監査・監督機能を強化するとともに、経営の透明性・客観性を向上させることを目的として、監査等委員会設置会社制度を採用しています。また、業務執行の意思決定スピードを高め、事業環境の変化に迅速に対応するため、執行役員制度を導入しています。また、リスクマネジメント活動を統括する組織として内部統制委員会を、コンプライアンスの統括組織としてコンプライアンス委員会を設置しています。

▶シスメックスレポート（コーポレート・ガバナンス）

ガバナンス

コンプライアンス

コンプライアンスマネジメント

グループ方針

「正々堂々とした事業活動」を追求

シスメックスは、グループ企業理念である Sysmex Way および Shared Values に基づき、コンプライアンスを「法令遵守とともに高い倫理観に基づいた正々堂々とした事業活動を行うこと」と定義し、グループの全役員・従業員が遵守すべき特に重要なルールや行動のガイドラインとして「グローバルコンプライアンスコード」を制定しています。また、これを日本語だけでなく、英語をはじめとした多言語に翻訳し、グループの全役員・従業員が理解し、遵守できるようにしています。

▶グローバルコンプライアンスコード全文

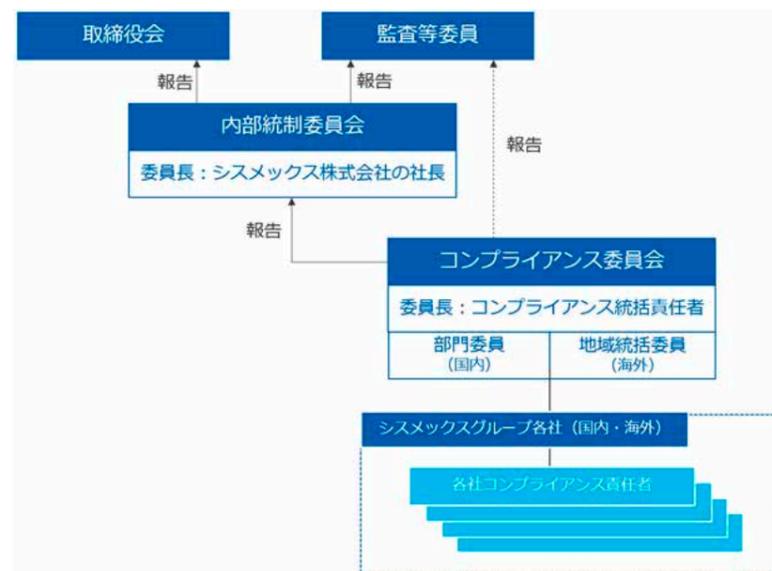
コンプライアンス推進体制

シスメックスでは、コンプライアンス違反は社会的信用を失墜させる最も重要なリスクと捉え、グループ全体のリスク管理体制の下で、コンプライアンスの統括組織としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスを推進・強化しています。

コンプライアンス委員会の委員長は、コンプライアンス統括責任者として、グループ全体のコンプライアンスを推進しています。また、グループ全体の方針に沿って国内外のグループ各社にもコンプライアンス責任者を設置し、各社でコンプライアンスを推進しています。これらの活動および推進状況は、コンプライアンス委員会がモニタリングしています。また、リスク評価結果に基づいた内部監査を毎年行っており、2024年度は労働基準法の遵守などのコンプライアンスを含む内部監査を実施しました。さらに、コンプライアンス推進体制は、内部統制の観点から第三者による評価を毎年受けています。

グループおよびグループ各社に大きな影響を与える重要なコンプライアンス違反またはその恐れがある事象が発生した場合は、直ちに、各社のコンプライアンス責任者がコンプライアンス統括責任者に当該事象を報告します。報告を受けたコンプライアンス統括責任者は、当該事象を速やかに代表取締役社長が委員長を務める内部統制委員会および監査等委員である取締役へ報告します。また、情報開示規程に基づき必要となる事象については情報開示を行います。

2024年度の倫理違反件数は19件ありましたが、重大な違反はありませんでした。



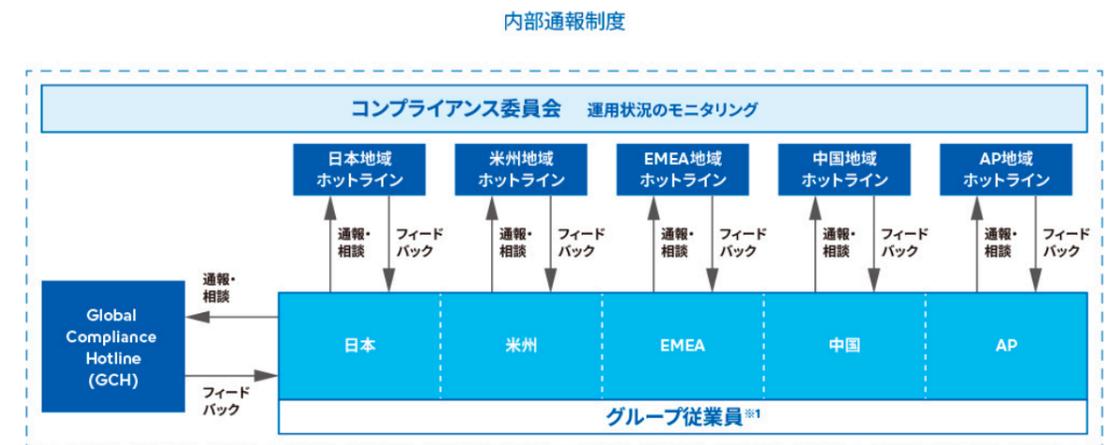
内部通報制度

シスメックスでは、グループの全従業員が贈収賄や人権侵害などを含むコンプライアンス上の問題に関して相談・通報できるグローバル体制を構築しています。具体的には、各地域のコンプライアンス責任者がグループ従業員からの相談・通報を受けるために各地域統括で設置・運用する内部通報窓口のほか、コンプライアンス統括責任者が設置する「Global Compliance Hotline (GCH)」があり、グループ全従業員がシスメックス株式会社本社に直接相談・通報することができます。なお、これらの内部通報窓口は、グループから独立した専門業者によって運営されています。また、日本地域では、経営陣に関わるコンプライアンス上の問題に関する相談・通報を受け付ける内部通報窓口として、監査等委員窓口を設けています。

コンプライアンス違反の恐れがある事象についての相談・通報があった場合には、法務部門が中心となり事実関係を調査します。コンプライアンス違反が明らかになったときは、速やかに是正するとともに、再発防止措置を講じます。

これらすべての内部通報受付窓口は、匿名での相談・通報も可能で、寄せられた情報は秘密として取り扱います。また、シスメックスでは、相談・通報を行ったことを理由として、相談・通報者に対し解雇その他の不利益な取り扱いをすることを禁止しています。グループの役職員がこれに違反した場合には、グループ各社の規則および各国・地域の法令などに従い、懲戒処分を科します。そして、イントラネットや研修を通じてこれらの制度をグループ全従業員に周知するなど、コンプライアンス違反の早期発見を促進しています。

なお、内部通報制度の運用状況は、コンプライアンス委員会でモニタリングしています。2024年度の内部通報件数は、国内・海外あわせて17件でした。



※1 対象:全従業員(有期雇用、派遣社員含む)
 ※2 上記は全体のイメージです。

コンプライアンス教育

コンプライアンス教育を継続して実施

シスメックスでは、従業員への教育・啓発活動をコンプライアンス推進・徹底のベースと位置付け、継続的に教育を実施しています。新入社員教育、階層別教育などの機会を捉え、グローバルコンプライアンスコードに則った行動の浸透を図っています。

2024年度には、グループ共通のコンプライアンス教育方針に基づき、グループ全従業員を対象としたグローバルコンプライアンス研修を多言語で実施し、コンプライアンスの重要性やグローバルコンプライアンスコード、コンプライアンス違反に気づいたときの適切な対応などについて、改めて理解・意識の徹底を図りました。

▶公正なマーケティング活動に関する教育

▶人権の尊重を理解するための教育・啓発

▶ダイバーシティ教育

ガバナンス

コンプライアンス推進の取り組み

腐敗防止

シスメックスは、国連が提唱するグローバル・コンパクトの趣旨に賛同し、その10原則の一つである「企業は、強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである」に基づき、腐敗防止の徹底を図っています。

内部統制委員会にて定期的実施しているリスクアセスメントでは、腐敗行為を含むコンプライアンス違反もリスクの一つとして認識し、リスクの低減に取り組んでいます。また、グローバルコンプライアンスコード「腐敗および贈収賄」に基づき、賄賂の提供や提示、不適切な接待や贈答の提供などの腐敗行為、またそのように見える行為や、節度を越えた接待や贈答などの受け取りなどの腐敗行為を明確に禁じています。さらに、グループ全社に適用されるグローバル贈収賄防止規程において、賄賂、ファシリテーションペイメント、不適切な接待・贈答や便益・寄付の提供、収賄などの具体的な禁止行為、合併・買収時のデュー・ディリジェンスの実施、教育の実施、管理体制などについて定め、グループ全体での遵守に向けた取り組みを推進しています。贈収賄防止規程への違反が判明した場合には、速やかに適切な是正措置と再発防止措置を講じるとともに、当該違反行為を行ったグループの役職員に対し、グループ各社の規則および各国・地域の法令などに従い、懲戒処分を科します。

取締役会は「グローバルコンプライアンスコード」および「グローバル贈収賄防止規程」をはじめとするコンプライアンスの運用状況を監督しており、それらに基づく取り組みについて内部統制委員会から定期的に報告を受けています。

▶[グローバルコンプライアンスコード](#)

▶[贈収賄防止規程（概要）](#)

医療機関などとの関係の透明性確保

シスメックスでは、研究開発から生産、販売、サービス&サポートにいたるまでのすべての段階で医療担当者・医療機関の方々と連携する機会が増えており、高い倫理観に基づいて取引を行う必要があります。グローバルコンプライアンスコード「医療担当者・医療機関との関係の透明性」において、医療担当者・医療機関との適切な関係の構築・維持・透明性確保に努めることを定めています。また、グループ全社に適用される医療機関などとの倫理的な関係に関するグローバル規程において、具体的な禁止行為、グループ会社の連携、教育の実施、管理体制などを定め、グループ全体での遵守に向けた取り組みを推進しています。

日本では、一般社団法人日本臨床検査薬協会が制定された「企業活動と医療機関などの関係の透明性ガイドライン」の理念を踏まえ、会員企業であるシスメックス株式会社もその趣旨に賛同し、医療機関などへの資金提供などに関する情報を公開しています。

また、日本以外では、企業に対し医療機関との関係の透明性確保を求める法律（サンシャイン法）や医療機器業界におけるルールが制定・運用されており、それらに従い、グループとして対象となる医療機関などへの資金提供などに関する情報を次のとおり各国当局や業界団体に報告・公開しています。

▶[日本](#)

▶[米国](#)

▶[フランス](#)

▶[ベルギー](#)

▶[オランダ](#)

▶[ポルトガル](#)

▶[欧州](#)

▶[UAE](#)

▶[医療機関等との倫理的な関係に関するグローバル規程（概要）](#)

▶[一般社団法人日本臨床検査薬協会「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」](#)

研究倫理

適正な研究開発活動の実施

シスメックスは、グローバルコンプライアンスコード「適正な研究開発活動」において、被験者の尊厳および人権を守り、各国・地域の関連する法令や倫理指針などを遵守して適正な研究開発活動を行うことを定め、高い倫理観を持って研究開発活動を行っています。また、「臨床研究開発に関するグループ倫理規程」を定め、法律・科学の専門家などの社外委員をメンバーに含む「研究倫理審査委員会」を設置し、研究内容を審査しています。委員名簿や審査結果は当社ウェブサイトで公開し、透明性を確保しています。さらに、文部科学省が制定した「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「研究活動における不正行為への対応等の通報窓口」を設置しています。

▶[グローバルコンプライアンスコード](#)

▶[研究倫理審査委員会の活動、倫理規程](#)

▶[研究不正行為への対応、通報窓口](#)

動物実験、遺伝子組換え生物等の使用等に関する方針

各国・地域の法令などを遵守し、代替法の使用を優先的に検討したうえで実験匹数を必要最小限にとどめるとともに、動物の苦痛を軽減するよう十分配慮し、実験を行っています。また、遺伝子組換え生物等の使用等においても、各国・地域の法令などを遵守し、生物多様性に悪影響を与えないよう拡散防止を徹底しています。また、実験は法律・指針などに準拠した社内規程に従って実施され、実験管理委員会により実験計画が規程に準拠しているかを厳格に審議しています。

準拠している法律・指針等：

- ・動物の愛護及び管理に関する法律（環境省）
- ・実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省）
- ・厚生労働省の所管する実施機関における動物実験などの実施に関する基本指針（厚生労働省）
- ・動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学術会議）
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・実験室バイオセーフティマニュアル（WHO 第4版：2020）

▶[グローバルコンプライアンスコード](#)

▶[脱動物原料の開発（生物多様性への配慮）](#)

公正なマーケティング活動

グローバルでのプロモーション活動では、グローバルコンプライアンスコード「独占禁止・反競争的行為」において、マーケティングにおける倫理コードを制定しているほか、「グローバル競争法遵守規程」を制定しています。

日本での活動については、「シスメックスプロモーションコード」を制定しており、2024年度には、営業部門の65部署において、プロモーションコード関連の事例研修を実施したほか、一般従業員向けのコンプライアンス研修を実施しました。

なお、当社は、2024年6月より、独占禁止法違反の疑いで、公正取引委員会による調査を受けておりましたが、2025年2月に、独占禁止法の規定に基づき当社が提出した確約計画について公正取引委員会の認定を受け、本調査が終了しました。今回の確約計画の認定は、当社が独占禁止法の規定に違反することを認定されたものではありませんが、独占禁止法違反の疑いをかけられたことは事実であるため、確約計画を確実に履行するとともに、コンプライアンスの徹底を一層強化し、今後同様の事態が発生しないよう尽力してまいります。

▶[グローバルコンプライアンスコード](#)

▶[シスメックスプロモーションコード](#)

税務方針

シスメックスは、税の透明性の向上を図るため、取締役社長により承認されたグローバルコンプライアンスコードにおいて「税務戦略」を定めています。当社は、法の精神に則り適切な納税を行い、各国・地域の経済発展に寄与します。また、国外関係者との取引は、OECD ガイドラインや各国・地域の移転価格税制などに準拠し、適切な移転価格を算定し、各国における適正な納税を行います。そして税務上の利益を得ることのみを目的にタックスヘイブンなどの低税率地域に価値を移転せず、事業目的に沿わない実態のない税制を用いた濫用的な税務プランニングは行いません。

また、有価証券報告書などにおいて、グループとしての法人税の納税額を開示するとともに、法定実効税率との差異要因についても開示しています。

税務リスクを含むサステナビリティ関連のリスクおよび機会の監督に責任を負うガバナンス機関として、代表取締役社長が委員長を務める内部統制委員会を設置し、重要な案件については取締役会に報告され、必要に応じて審議されています。

▶グローバルコンプライアンスコード

▶シスメックスレポート（経営成績および財務分析）

▶有価証券報告書

英国における税務戦略（英語のみ）

▶ UK Tax Strategy

知的財産権の尊重

シスメックスは、自社の知的財産権と同様に第三者の知的財産権を尊重し、これを適切に取り扱うことをグループの全役員・従業員が遵守すべきルールとしています。このルールは、グローバルコンプライアンスコード「知的財産権」に定められ、ルールの周知徹底を図っています。さらに、新製品開発においては、知的財産部門、研究開発部門、事業推進部門などのメンバーがグローバルな視点で知的財産レビューを実施し審議しています。

▶グローバルコンプライアンスコード

▶知的財産活動（研究開発）

安全保障貿易の推進

シスメックスでは、グローバルコンプライアンスコード「安全保障貿易」で各国・地域の輸出関連規制などを遵守し、国際的な平和と安全の維持を阻害する恐れのある取引に関与しないことを定めています。また、不正輸出を防止するため、代表取締役社長直轄の安全保障貿易管理委員会を設置しています。さらに、海外の統括現地法人にも安全保障貿易の管理担当者を置き、グローバルでの運営体制を構築しています。年1回、全従業員を対象とする基礎的なeラーニングのほか、最新の世界情勢および法規制に関する講習会などさまざまな教育を継続的に実施し、安全保障貿易管理に対する意識向上を図っています。

▶グローバルコンプライアンスコード